

伊豆の国市土砂等による盛土等の規制に関する条例（案）の概要

1 制定の理由

災害の防止及び環境の保全を図り、市民の生命、身体及び財産の保護並びに安全で良好な生活環境を確保するため、法令や県条例の規制外の小規模の盛土等に対しても規制を可能とする「伊豆の国市土砂等による盛土等の規制に関する条例」を制定するものです。

2 条例（案）の概要

条例（案）の内容は、次のとおりになります。

項目	内容	
目的	土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに安全で良好な生活環境を確保することを目的とします。	
用語の定義	土砂等	土、砂利、岩石等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物以外のものをいいます。
	盛土等	次の行為をいいます。 ○土砂等による土地の埋立て又は盛土その他の土地への堆積をする行為 ○当該行為を行う場所を含む一団の土地の区域において、当該行為と一連の行為として行われる切土、床堀その他土地の掘削をする行為
	事業区域	盛土等を行う土地の区域をいいます。
	事業者	盛土等に係る請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら土地の盛土等を行う者をいいます。
	請負者	盛土等に係る工事を請け負う者をいいます。
責務	市	市域内における盛土等の状況を把握し、災害の防止及び環境の保全上支障が生ずるおそれのある盛土等を防止するための施策の推進に努めることとします。
	事業者及び請負者	○盛土等を行うに当たり、災害の防止及び環境の保全を図るための必要な措置を講じなければならないこととします。 ○盛土等を行おうとするときは、事業区域の隣接する土地の所有者、当該事業区域の近隣に居住する者その他の当該盛土等に係る利害関係人に対し、当該盛土等の内容について周知し、理解を得るよう努めなければならないこととします。 ○盛土等により苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならないこととします。
	土砂等を発生させる者	土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により盛土等が行われる場合においては、事業者等により不適正な盛土等が行われることのないように努めなければならないこととします。

責務	土地所有者	<p>○その所有する土地において不適正な盛土等が行われることのないよう管理に努めなければならないこととします。</p> <p>○その所有する土地において不適正な盛土等が行われることを知ったときは、災害の防止及び環境の保全を図るために必要な措置を講じなければならないこととします。</p>
盛土等の許可	<p>次のいずれかに該当する盛土等を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならないこととします。ただし、国や地方公共団体等による盛土等、法令による許認可又は届出を受けて行う盛土等、非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等、その他規則で定める盛土等は適用除外とする規定を設けます。</p> <p>○事業区域の面積が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の盛土等</p> <p>○事業区域の面積が 500 平方メートル未満であって、次のいずれかに該当する盛土等</p> <p>ア 当該事業区域と一団であると認められる区域において、当該盛土等に着手する日前 3 年以内に盛土等が行われ、又は現に行われている場合は、その面積の合計が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満となる盛土等</p> <p>イ 土砂等による盛土等を行った土地の高さが 1 メートル以上となる盛土等</p> <p>○土砂等の量が 500 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の盛土等</p> <p>○土砂等の量が 500 平方メートル未満であって、当該事業区域と一団であると認められる区域において、当該盛土等に着手する日前 3 年以内に盛土等が行われ、又は現に行われている場合は、その土砂等の量の合計が 500 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満となる盛土等</p>	
許可の申請の 手続	<p>許可を受けようとする事業者は、盛土等の目的、事業区域の所在及び面積、盛土等に用いられる土砂等の量及び高さ、施行方法、施行期間、盛土等を行う期間における災害の防止及び環境の保全のための措置内容を記載した申請書や図面等を提出することとします。</p>	
土地所有者の 同意	<p>許可を受ける場合(変更の許可を受ける場合及び地位承継をする場合も含む)は、あらかじめ、事業区域の土地所有者の同意を得なければならないこととします。</p>	
許可の基準等	<p>○次のいずれにも適合していると認められるときでなければ、許可をすることができないこととします。</p> <p>ア 事業区域及びその周辺区域の災害の防止、環境の保全、通行の安全その他良好な生活環境の確保に関して必要な措置が講じられていること</p> <p>イ 盛土等に用いられる土砂等が規則で定める土砂基準に適合していること</p> <p>ウ 盛土等の施行方法が規則で定める施行基準に適合していること</p> <p>エ 土地所有者の同意を得ていること</p> <p>○許可には、必要と認めるときは、災害の防止又は環境の保全を図るための条件を付することができることとします。</p>	

許可の変更	許可の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、変更の許可を受けなければならないこととします。
許可事業者の義務	許可事業者に対して、次の義務を規定します。 ○当該許可に係る土地所有者に変更があったときは、変更後の所有者から同意を取得し、その旨を届け出(同意を得られなかったときもその旨を届出)ること ○盛土等に着手しようとするときは、その旨を届け出ること ○盛土等の期間中、事業区域内に氏名等を記載した標識の掲示をすること ○搬入する土砂等の量などを記載した土砂等管理台帳の作成をすること
完了、廃止の届出	○盛土等を完了、廃止したときは、その日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならないこととします。 ○市長は、完了、廃止の届出があったときは、許可の内容に適合しているかの検査を行い、適合していない場合は、相当の期間を定めて、許可の基準等に適合させるために必要な措置を命ずることとします。
地位の承継	許可事業者の相続人その他の一般承継人又は許可事業者から当該許可に係る事業区域の土地の所有権その他当該許可に係る盛土等を行う権原を取得した者は、市長への届け出により、許可に基づく地位を承継することができることとします。
勧告	○市長は、許可事業者が施行基準又は許可の条件に違反しているときは、許可事業者に対し必要な措置を勧告することができることとします。 ○市長は、盛土等が行われた土地において、土砂の流出、崩壊その他の災害により、市民の生命、身体又は財産の安全を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者に対し、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止し、又は環境の保全を図るために必要な措置を勧告することができることとします。
命令	○市長は、許可事業者が勧告に従わないときは、期限を定めて、必要な措置を命令することができることとします。 ○市長は、必要な許可を受けずに盛土等を行った事業者に対し、当該盛土等の中止を命ずるものとします。 ○市長は、盛土等の中止を命じたとき、又は許可を取り消したときは、当該事業者に対し、期間を定めて、原状回復その他必要な措置を命令することができることとします。
許可の取消し	市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、許可の取り消しをすることができることとします。 ○偽りその他不正な手段により許可及び変更の許可を受けたとき ○許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに、正当な理由なく、当該許可に係る盛土等に着手しないとき ○許可に基づき盛土等に着手した後、正当な理由なく、1年以上引続き当該許可に係る盛土等を行わないとき

許可の取消し	<p>○土地所有者の変更があった場合、変更後の土地所有者からの同意が得られなかったとき</p> <p>○措置命令に違反したとき</p>
土地所有者への通知	<p>市長は、事業者に対し、この条例の規定による盛土等の許可の取消し又は勧告若しくは命令を行ったときは、その旨を土地所有者に通知することとします。</p>
報告の徴収	<p>市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、盛土等の施行の状況その他必要な事項の報告を求めることができることとします。</p>
立入検査	<p>市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業者等の事務所又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、盛土等の施行の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができることとします。</p>
意見の聴取	<p>○市長は、勧告、命令、許可の取消しによる処分をしようとするときは、当該処分に係る事業者の出頭を求め、意見の聴取を行うものとします。</p> <p>○市長は、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめ、処分を行おうとする理由、その処分の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該事業者に通告しなければならないこととします。</p> <p>○市長は、災害の防止若しくは環境の保全を図るため緊急かつやむを得ないと認めるとき、又は当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで当該処分を行うことができることとします。</p>
公表	<p>○市長は、当該事業者が、命令に従わなかった場合は、その旨を公表することができることとします。</p> <p>○市長は、勧告を受けた土地所有者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとします。</p>
罰則	<p>以下について、罰則を規定します。</p> <p>なお、罰則については、盛土等を行う者のほか法人に対しても罰金刑を科することとします。</p> <p>○次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>ア 必要な許可を受けずに盛土等を行った者</p> <p>イ 偽りその他不正の手段により許可を受けた者</p> <p>ウ 許可の内容に適していない盛土等が規定による命令に違反した者</p> <p>○次のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>ア 軽微変更の届出、土地所有者の変更の届出、開始の届出、完了、廃止、地位の承継による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>イ 許可に係る標識を設置しなかった者</p> <p>ウ 報告徴収に応じず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>エ 立入調査を拒み、妨げ又は忌避する等をした者</p>

3 条例施行予定日 令和5年12月1日

※パブリックコメントの実施後に、条例（案）の審査を行う関係上、審査の過程でその趣旨を改変しない範囲で、文言等の修正をすることがあります。